

## 電力広域的運営推進機関 評議員会（2021年度第4回）議事録

1. 開催日時：2022年1月31日（月）15：00～17：00
2. 場所：電力広域的運営推進機関（Web会議にて開催）
3. 議事

### (1) 議決事項

- 第1号議案 定款の変更について
- 第2号議案 業務規程の変更について
- 第3号議案 送配電等業務指針の変更について
- 第4号議案 需要想定要領の変更について
- 第5号議案 2022年度事業計画について
- 第6号議案 2022年度予算について

### 4. 出席者

#### (1) 評議員（13名中9名出席）

野間口評議員会議長、伊藤評議員、江崎評議員、大石評議員、倉貫評議員、  
竹川評議員、村上評議員、山内評議員、山地評議員

#### (2) 電力広域的運営推進機関

大山理事長、土方理事、寺島理事、内藤理事、岩男事務局長、鈴木総務部  
長、山次企画部長、松原計画部長、石井運用部長、山瀬事務局長補佐

### 5. 議事の経過及び結果

#### ●岩男事務局長

只今から、2021年度第4回評議員会を開会します。前回に引き続きまして、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議とさせていただきました。画像、音声に支障があるようでしたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。では、始めたいと思います。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本日は、現時点で総員13名中9名がご出席で、定款第45条第1項に定める過半数に達しています。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料は、事前にお送りしておりました。本日の議案、報告事項は、議事次第に記載のとおりです。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また、ご発言の際は、お名前を名乗っていただき、議長から発言の許可を受けてから、ご発言されますようお願いいたします。

では、以降の議事は野間口議長をお願いいたします。

#### ○野間口議長

皆様、大変お忙しい中、評議員会にご出席いただき、有り難うございます。それでは早速議案に入りたいのですが、議案に先立ち、定款 52 条に定める議事録署名人を指名します。竹川評議員と山地評議員に、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか

○竹川評議員・山地評議員

お受けいたします。

○野間口議長

それではよろしく申し上げます。それでは早速議案の審議に入ります。議事進行についてですが、今回の第 1・2・3・4 号議案は密接に関連する内容ですので、一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。

それでは、第 1 号議案「定款の変更について」、第 2 号議案「業務規程の変更について」、第 3 号議案「送配電等業務指針の変更について」、第 4 号議案「需要想定要領の変更について」について、事務局から説明をお願いします。

●土方理事

広域機関の土方でございます。私から第 1 号～第 3 号議案についてご説明さしあげます。初めに、第 1 号・第 2 号議案については、本日評議員会での審議後、理事会での議決および総会での議決を経た上で、また、第 3 号議案は、本日評議員会での審議後、理事会での議決及び総会での報告を行った上で、経済産業大臣に認可申請を行うことを予定しています。

別紙 1 をご覧いただけますでしょうか。こちらの 1 ページに、今回の定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案の概要を記載してございます。本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。主な変更ポイントは以下の 4 点でございます。

一つ目が再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更、二つ目が配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更、三つ目が供給計画関係規定の変更、四つ目が新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更、でございます。以下、一つずつご説明いたします。

3 ページをご覧いただきますと、一つ目の再エネ関係でございますが、変更の背景等を記載してございます。再エネ特措法の改正に伴いまして現行の FIT 制度に加え、FIP 制度、廃棄等費用の積立制度、系統設置交付金制度等が新たに創設されることになりました。また、現行の FIT 制度の業務に加え、これらに関連する、交付金交付、納付金徴収、解体等積立金管理、入札等の業務も新たに発生することになりました。ただいま申し上げた業務につきまして、本機関がこれらの業務を一括して行うこととなっております。

これに対応するため、4ページにあります変更を考えているところです。変更内容の一つ目は、先程申し上げた交付金交付、納付金徴収、解体等積立金管理、入札等の実施につき、本機関がこれらの業務を行うことを規定するという点です。次に、納付金の徴収等に関する業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受ける等規定します。三つ目に系統設置交付金の交付につき、一般送配電事業者又は送電事業者は、系統設置交付金の交付を受けることができる旨、また、交付を受けるに当たり系統増強等に係る費用の額を本機関に届け出て、本機関は経済産業大臣へ提出する旨、規定することです。

最後に資金管理につき、本機関は、借入れ又は機関債の発行をすることができ、それらに係る債務について政府の保証を求めることができる旨、また、業務上の余裕金、解体等積立金及び納付金を運用することができる旨、規定するものです。以下に、関係の条文を記載してございます。

以下、これに関わる国の審議会での検討等、あるいは6ページは一連の業務のフロー等を記した参考資料でございます。

9ページ以降が二つ目のポイントです。10ページに背景がございますが、レジリエンス強化等の観点から、特定の区域での配電事業というニーズ、およびアグリゲーターのビジネス環境を整える必要性が高まっている、ということがございます。これらに対応し、配電事業者、それから特定卸供給事業者、いわゆるアグリゲーターですが、これらの電気事業ライセンスが新たに創設されることとなりました。これに対応するため、本機関の議決権、会費・特別会費に関する変更を考えております。

11ページです。まず議決権についてですが、以下のとおり規定したいということで、三つの矢尻がございます。一つ目に、配電事業者は送配電事業者グループ、特定卸供給事業者は発電事業者グループに分類する旨、規定します。二つ目に、送配電事業者グループにおける配電事業者の議決権は、従来、一般送配電事業者に配分していた議決権を、全一般送配電事業者と全配電事業者の総需要電力量の比率に基づきそれぞれに配分したうえで、各会員平等に配分する等の規定をいたします。三つ目に、発電事業者グループにおける特定卸供給事業者の議決権は、このグループの総議決権を発電事業者とあわせて各会員平等に配分する旨規定します。続いて、会費関連です。本機関は、配電事業者及び特定卸供給事業者に対し、他の会員と同様に会費を課す旨規定する、また、配電事業者に対しては、一般送配電事業者と同様に特別会費を課す旨規定するとしております。以下に国の審議会での検討状況等の参考資料を付けてございます。

その他、各種関連規程の変更ということで、新たに配電事業者・特定卸供給事業者を適切に位置付けるべく、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせて、必要な改正を行うというものでございます。具体的な内容は多岐にわたりますので、一つ一つのご説明は本日割愛させていただきますが、14ページの下の方に定款、15ページに業務規程、送配電等業務指針それぞれの主な改正点を記していますので、ご確認いただければと思います。以下、各事業の概要や審議会での議論の内容を示してございます。

三つ目のポイントは、供給計画関連規程の変更です。供給計画に関しましては、諸々の必要と考えられる情報を本機関が集めた後、送配電事業者に共有することとしているところですが、今般、送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、発電事業者の一部の負担を求めるといふ、いわゆる発電側課金の仕組みが、国の審議会で提案され、2024年度からの導入に向けた検討が進んでいるところでございます。発電側課金の原価の算出や課金単価の設定にあたり、供給計画に記載された情報の一部を用いると整理されたことから、本機関から送配電事業者に対して、供給計画に記載された情報のうち、発電側課金の業務遂行に必要と考えられる情報を共有することが必要となります。

これに対応し、23ページのとおり、会員から提出された供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定に必要となる情報を、当該一般送配電事業者に共有する旨、規定するものでございます。

最後に、四つ目のポイント、新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更です。26ページをご覧くださいませでしょうか。現行のインバランス料金制度は、卸電力取引価格に連動しつつ、系統全体の需給状況、インバランスの余剰や不足が出ているか、に応じた調整項 $\alpha$ を設けた算定式により計算される仕組みとなっており、この調整項 $\alpha$ は、本機関に一般送配電事業者から提出され、本機関が全国のインバランス量を集計したうえで、日本卸電力取引所が算出することとなっています。2022年度に導入される新たな制度では、この調整項 $\alpha$ を設けた算定式がなくなりますので、調整項 $\alpha$ の算定に必要であった、一般送配電事業者から本機関へのインバランス量の提出等も不要となりますので、一般送配電事業者のインバランス量の提出及び本機関の集計業務に係る規定を削除するという内容でございます。

以上、第1号から第3号議案に関する内容につき、ご説明いたしました。よろしくお願ひ致します。

#### ●松原計画部長

続きまして第4号議案につきまして、ご説明申し上げます。第4号議案は、需要想定要領の変更についてというものでございます。業務規程の第3章と送配電等業務指針第2章において、新たに創設される配電事業者が供給区域需要の想定を行い本機関に提出することなど、改正が行われることを受けまして、添付のとおり需要想定要領を変更するとともに、本機関ウェブサイトでご公表を行うというものでございます。

変更点は添付しております需要想定要領の新旧対照表がございますので、こちらをご覧くださいませと思います。変更日につきましては、別途、経済産業大臣に変更認可申請する業務規程及び送配電等業務指針が認可された日以降とさせていただきます。

この内容につきましては、別紙2の方でご説明させていただきます。2ページ目ですが、変更の背景は申し上げました通り配電事業ライセンスの創設というものでございますが、配電事業者は自らの事業エリア内の供給責任を負う主体ということになり

ます。そのことから、電気事業法の規定に基づき供給計画を本機関を経由して国に届け出る必要がございます。この供給計画には、その中の一つの要素として需要想定というものがございますが、配電事業者が円滑に事業エリアの需要想定を行えるよう、この需要想定要領について変更を行うものでございます。

3 ページ目をご覧ください。具体的なイメージでございますが、配電事業者は、自らの供給区域を対象に需要想定を行います。黒い点線の丸と緑の点線の丸のマンガがございますが、黒い点線の丸が一般送配電事業者の供給区域で緑の丸の方が今回対象としている配電事業者の供給区域となります。この緑の所を対象に需要想定を行うというものでございます。黒丸にあたる一般送配電事業者は、緑の丸の配電事業者の区域に対しても引き続き最終保障義務を負いますので、一般送配電事業者は従来通り自らの供給区域全体を対象に需要想定を行うということになります。まとめとしまして、今回の配電事業ライセンス創設に伴い、事業エリアの需要想定を行う必要が出て参りましたので、配電事業者が円滑に需要想定を行えるよう、この要領について変更させて頂きたいというものでございます。本機関と致しましても事業者に対して真摯に対応し、一般送配電事業者を加えて3社間の情報連携に努めて参ります。説明は以上になります、よろしくお願い致します。

#### ○野間口議長

これで第1号議案から第4号議案までの説明が終わりました。ご意見あるいはご質問のある方はどうぞよろしくお願いいたします。まずお名前をお名乗りいただいて、発言をしていただくとありがたいです。

村上評議員、どうぞ。

#### ○村上評議員

段々と制度が複雑になる様子で、配電事業者と特定卸供給事業者というものが新たに作られるということですがけれども、一つだけ確認をさせていただきたいです。基本的に、今行われているエリア単位での調整や管理ということには、実質的にあまり影響を及ぼさないという理解でよろしいのか、今までのエリア単位で調整をしていたことにも今回の配電事業者や特定卸供給事業者が新たにライセンスを受けて入ってくるということで、調整に実質的に影響を及ぼすのかどうかという単純な質問ですが、確認させていただきたい。

#### ○野間口議長

今の村上評議員のご質問に関連するご質問、ご意見はございますでしょうか。私としては、少し関連するものとして、先ほど非常にわかりやすい漫画絵がありましたが、配電事業者が複数の一般送配電事業者に跨るケースもあるのか、ないのか、そういうこと

は想定しなくていいのかも含めて、今の村上評議員のご質問、ご意見に関して、広域機関から回答をお願いします。

●土方理事

ご質問ありがとうございます。最初に村上評議員からいただきましたエリア単位の調整等変わりはないのかという点につきましては、一般送配電事業者のエリアの中に配電事業者が入るということで、基本的には一般送配電事業者がこれまで持っておりますそうした機能は、エリア全体として配電事業者を含めて行うということで変わりはございません。

それから、野間口議長からいただきました配電事業者が複数の一般送配電業者エリアに跨るケースについて、可能性はあろうかと思えます。ただし、先ほどの話がありましたような、いわゆる調整等は、エリア毎で行うということでございまして、複数エリアに跨った場合でも、調整等の機能はこれまでどおり行われるということでございます。

○野間口議長

他の評議員のみなさん、ご意見ありませんでしょうか。それでは、私からもう一つ聞きたいのですが、太陽光発電等の廃棄に係る費用の積立に関して、これは大変重要だと思うのですが、これは新設の太陽光パネルを対象として積み立てるのでしょうか。それとも、過去、これまでの投資に対しても対象とするのでしょうか。今現在、決まっている範囲で結構です。

●土方理事

こちらは過去分も含めまして事業者に積立を行っていただくということになってございます。

○野間口議長

はい、わかりました。他にございませんでしょうか。それでは、説明もわかりやすくしていただいたので、評議員の皆さんもよくご理解いただいたと思います。大変な大きな変更でございますけれども、一件、一件皆さんのご意見を確認して参りたいと思います。

それでは議決に移ります。

第1号議案「定款の変更について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第1号議案は、原案どおりの議決とします。続きまして、第2号議案「業務規程の変更について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第2号議案は、原案どおりの議決とします。続きまして、第3号議案「送配電等業務指針の変更について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第3号議案は、原案どおりの議決とします。続きまして、第4号議案「需要想定要領の変更について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第4号議案は、原案どおりの議決とします。

それでは、次の議案の審議を行います。

先ほどと同様に、第5・6号議案につきましても、密接に関連する内容ですので、第5号及び第6号議案を一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。

それでは、第5号議案「2022年度事業計画について」、第6号議案「2022年度予算について」、事務局から説明をお願いします。

●土方理事

これら二つの議案につきましては、本日評議委員会での審議を頂いた後、理事会での議決、および総会での議決を経た上で、経済産業大臣に認可申請を行う予定です。

それではまず別紙3によりまして第5号議案、2022年度事業計画案のご説明をさせていただきます。

右肩1ページに概要を記してございます。安定供給確保あるいは送配電設備の効率的な利用推進といった従来からの取り組みは勿論行ってまいりますが、それに加えて2022年度より開始となるFIT 交付金業務や広域機関システムのリプレース等に関する動きがございますので、本資料では主なトピックスをご説明させていただきます。また、監査体制の整備などいわゆるガバナンス、組織運営体制に関しましては広域機関検証ワーキングのご議論を踏まえ策定しております。以下、目次の9つの項目の内、「1.」「2.」「5.」「9.」についてご紹介します。

まず、「1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークの構築」でございます。その一つ目として、グランドデザインの検討について2ページでご説明します。目指すべき姿は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークの構築でございます。これらの実現に向けた取り組みとしまして、一つは目指す社会の実現に向けた系統設備の形成、あるいは系統利用の在り方を確立するというところ、二つ目に過剰な設備を持たず、また一方では安定供給が脅かされないよう、適切に需給バランスを評価できるような仕組みを整備する必要があるという事でございます。その中で2022年度につきましては主に以下の二つを考えております。一つ目の矢尻のとおり、いわゆるマスタープラン、次世代ネットワーク整備に向けた具体的な取組の方向性を示すものを策定するという事を考えており、その際に「費用便益評価」いわゆるB/C評価に基づく系統の増強判断に係る仕組みの検討と整理を実施して参ります。二つ目の矢尻ですが、2022年度より、送電設備容量が空いていない場合は出力制御を行う電源の接続方法であるノンファーム型接続の開始が予定されているのに伴い、必要なルールを整備するという事でございます。

1. の二つ目として、3ページに広域機関システムについて記載しています。最初に下のスケジュール表を参照下さい。2030年度あたりに現行システムの保守期限が参るということがございます。即ちこの時期迄に新しいシステムを構築しリプレースを完了させなければならないと考えてございます。このリプレースにつきましては表に示す開発期間を考慮しますと、2022年度から開発工程の具体化やシステム会社の選定などを行って参りたいと考えております。一方でリプレースのまでの間、現行システムにて業務を進めていく中で、2024年度の需給調整市場、容量市場での実需給の開始等、いわゆる制度対応としてシステムの拡張・改良開発が必要であり、2022年度はこれらを実施すると事業計画案に記載しております。

4ページ目、「2. 電力の安定供給に向けた供給力の確保及び需給バランス評価」をご覧ください。電力の安定供給を実現するため、中長期的な供給力の確保、供給計画を通じた需給バランスの評価を実施することで、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業経営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減といった消費者へのメリットを実現するということが目指す姿ですが、これに向け2022年度



に実施する取組のうち二つをご紹介します。一つ目は容量市場関係ですが、DR等の発動指令電源の実効性テストや作業停止調整を実施します。またそのために必要なツールやシステムの準備を行ってまいります。一方で2026年度向け容量オークションを円滑に実施するということがございます。二つ目としまして供給計画、需給検証における需給バランス評価につきましては、現在一つの厳しい断面を見て評価をするという確定論的な評価を一部行っているところですが、こちらと容量市場におけるEUE算定を用いた評価とを整合の取れた手法となるよう検討して参りたいと考えております。

5ページは、再エネ関係業務の適切な実施、すなわちFIT・FIP制度について効率的かつ透明性を確保しつつ的確な運用を行うということです。2022年度は、まずは立上げの円滑な実施とそれに向けたシステムと業務体制の構築、二つ目に費用負担調整業務の効率化、最後に今後の制度改正にも迅速・的確に対応すべく、国との連携体制の強化を図って参りたいと考えております。

6ページは、「9. 本機関の目的を達成するために必要な業務」でございます。業務拡大の中、十分な組織体制を整備するということが目指すところです。具体的には、職員の確保・育成や、今後多額の資金を扱うことに伴い、内外ガバナンスの強化やよりの確な資金管理・資産運用の実施が必要になってくる中、2022年度に実施する取組として、一つ目は、大手電力会社出向者比率、こちらを2025年度50%というところを目指しておりますけれども、2022年度末時点では54%まで下げるとことを考えております。二つ目でございますが、情報セキュリティや多額の資金管理といった社会的重要性が高い分野につきましては、第三者による専門性・客観性を要すると考えておりますので、外部委託等を活用し監査を実施して参りたいと考えております。三つ目は資金管理、資産管理、区分経理等の組織体制の整備をして参るということで概略を右下の図でお示ししております。以上が事業計画に関するご説明となります。

続きまして別紙4の第6号議案のご説明をさせていただきます。先程の事業計画にもとづく予算案ですが、1ページが2022年度の収入・支出の概要でございます。支出合計は141億円で計上しております。2021年度と比較致しまして8億円の増加であり、主な増加要因は、運営費・固定資産関係費・人件費とそれぞれ表の記載の通りでございます。なお、2022年度の特徴としましては、賦課金収入18億円がございまして、先程から述べさせて参っております新たな業務にかかる費用は、再エネ賦課金を原資として支出される分ということでございます。

2ページ、業務分類別予算配分をお示ししていますが、広域機関システム・容量市場関連といったところがシステム関連で多くを占めていること等、ご確認いただけるかと存じます。

3ページから4ページは支出予算の主な内訳及び増減要因について記載してございます。主なところだけ申し上げますと固定資産関係費では、2つ目の容量システム関連費用、こちらは先程事業計画でも申し上げましたが15.4億円を計上しております、前

年度比 8.4 億円増となっております。続いて運営費につきましてはシステムのところでも申し上げましたが、広域機関システムの運用保守の部分がございまして、こちらにつきましては 2022 年度のみの一時的な増加となりますが、前年度比 3.0 億円増の 10.4 億円を計上しております。その他はご覧の通りでございますが、ご説明を差し上げたガバナンス強化に係る業務支援委託といったものにも新たに 1.6 億円を計上しているといった内容となっております。

4 ページは人件費その他、ご覧の通りとなっております。

次に 5 ページは収入の内訳でございます。小売電気事業者等から徴収する納付金の中から、私どもがこれから行います再エネ業務の事務費について賄われるということが「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の中で規定されているということ、また入札業務についての事務費につきましては納付される手数料により手当されるということが同様に規定されていることをお示ししております。

次に 6 ページの区分経理についてでございます。現在は表の左下にあります三つの区分で実施しておりますが、それに加えまして更に三つ、表の右下の改正後というところの六つの区分で予算・実績管理を行って参るという計画になっております。具体的にはこの「二」にありますそれぞれの交付金の業務、それから「三」の解体等積立金管理業務、「五」の入札業務、が新たに区分して経理を行って参るというところでございます。

7 ページは創立時からの予算の推移でございます。2022 年度につきましては、先程申し上げた再エネ賦課金から FIT・FIP 等の事務費が約 18 億円支出されるという事で、こちらを支出計 141 億円から除きますと約 123 億円となり、2021 年度の 132 億円に比べますと会費で賄われる支出額は小さくなるということで、創立以来初めて前年比で減額となります。

今後も支出額が減少していくのかとの点につきましては 8 ページ、システム費用の来年度以降の見通しイメージをご覧ください。先程、事業計画の中で広域機関システムの方針につきご説明しましたが、2022 年度は、広域機関システムにつきましては、多少減額の見込みとなっておりますが、その後次期システムへのリプレースや機器の老朽化に伴う取替、制度変更の対応などが出てまいりますので、ご覧の通り 2023 年度以降は、増加していく傾向がございます。

第 5 号・第 6 号議案のご説明は以上でございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございました。それでは、ご意見ご質問のある方、お願いします。

はい、倉貫委員、どうぞお願いします。

○倉貫評議員

太陽光発電設備の廃棄等費用の積立制度でお伺いしたいのですが、これから太陽光が脱酸素に向けてどんどん増えていって、環境に負荷がかからない形で、解体して廃棄しなければならないというのが非常に難しく大きな問題だと思いますが、その解体費用が今後、上昇していくことが予想されるのではないかと思うのですが、そうした場合でも積立金は確実に確保できるような仕組みになっているのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○野間口議長

他の委員で関連する質問はございませんでしょうか。

それでは大変重要なポイントですので、広域機関から、まず本件の考え方をご説明願います。

●土方理事

こちらは、基本的には国の方でこうした制度の設計をされていますので、そちらの内容となります。ご心配の点、費用の増額に伴ってそれを賄える制度になっているかというところですが、基本的には一定の想定に基づく仕組みとなっており、それを具体化して私共が進めて参るということかと考えてございます。補足等が事務局からあればと思います。

○倉貫評議員

要するにまだ決まっていないということでしょうか。

●山瀬事務局長補佐

事務局の山瀬でございます。廃棄費用が上がっていくことが懸念されるご意見も出ておりますが、まさに制度が始まっていくところでございますので、正直なところ見通しがまだ立っていないところでございます。そういう状況も踏まえながら、国の方で制度変更等も含めて、今後対応していく予定でございます。まだ運用の詳細は決まっていないところもございまして、倉貫評議員のご懸念が解消されないところもあるかと思えますけれども、国の方の検討が遅いとか懸念がございましたら、我々の方からも声を上げていきたいと思っております。

○倉貫評議員

ありがとうございます。そうすると、基本、国が決めることではあるのだけれども、広域機関としてこうした方がよいというような、もし何か基本的にお考えがあればお聞かせいただきたいのですが。

●山瀬事務局長補佐

少し繰り返しになってしまうところがあるのですが、やってみないと分からないところがございます。ですので、まずは7月から始まったところでデータなどを確実に蓄積していこうと思っております。我々、運用するだけではなく、見直し、検討していくというところのプロセスには参加できるようにして参りたいと思っております。

○倉貫評議員

ありがとうございました。

○野間口議長

倉貫委員の指摘、私もそのとおりだと思うのですが、制度としては非常に素晴らしい形なのだけれども、本当に実行できるのか、効果が出るような形で推進できるのかという懸念があるから、最初に倉貫委員のご質問があったのではないかと思います。その辺のところ、今これから、決まる要素があるということですが、評議員会としても懸念している面が多々あるということを、広域機関としても国の方へぜひアピールしていただきたいと思っております。

●土方理事

倉貫評議員、野間口議長、ありがとうございます。ご懸念の点、山瀬からご説明しましたとおり、私共が運用を行って参る中で、状況を見ながらということになるかと思っております。この廃棄費用がそんなには上がらないというような見通しもあると聞いておりました、実際にやってみないと、というところはあるかと思っておりますので、それを実際に運用の中で見ていきながら、ご懸念の点等出て参りましたら、私共からそうした情報を国に上げていくといった形で働きかけていくということが必要になって参るかと思っております。

○野間口議長

はい。よろしく申し上げます。

他に委員の方、ご質問、ご意見は。はい、江崎評議員、どうぞ。

○江崎評議員

毎回申し上げていることですが、サイバーセキュリティ、益々大きなお金、とくに事業者のお金を取り扱うということにもなっていくし、系統整備の中でも非常に大きなデータのハンドリングを広域機関がやっていく訳ですので、サイバーセキュリティに関しての活動は非常に精力的にやっていますけれども、改めて非

常に重要な責任を負っているデジタルシステムになりますので、心して、また、心新たにぜひちゃんとしていただければと思います。とくに電力系システムに対しての攻撃はここ1年ぐらいで非常に増えてきているということですし、運用システム以外のところでも標的型メール等での攻撃が非常に増えていますのでご注意ください。

関連すると、今は広域機関の方から各事業者に対してサイバーセキュリティのいろいろな情報を提供するというをずっとやっていただいていたけれども、今回のオリンピック・パラリンピックでの、広域機関を含む事業者間での非常に厳重なサイバーセキュリティ対策のチェックが行われたということも、改めてそれ以外の事業者の方にもしっかりと周知できるようなことも少しお考えいただければと思います。

少し関連すると、大きな仕事が増えてきているので、今回、ガバナンスの強化をちゃんとおやりになるということも非常にタイムリー、かつお金に対してもちゃんと管理をどうしていくかということで、先ほどのソーラーパネルの廃棄積立の収入等に対するリスクマネジメントというようなことも、多分、当然そのガバナンスの中に入ってくるかと思っておりますので、その辺をタイムリーに進めていただくという予定を、非常によい方向ではないかと思っております。

それから、最後にご説明いただいた、システムに関する更新というのが入っていくということで、この際にできるだけ新たなモダンな形のシステムにアップグレードしていくということも重要なことですので、そこは第三者、外部の見識者等の意見も聞きながら、ぜひ精力的に進めていただければと思います。以上でございます。

#### ○野間口議長

はい。ありがとうございます。これも大変重たい重要なポイントでございますので、広域機関の方から、心意気も含めて、具体的な計画がありましたらぜひ紹介をお願いします。

#### ●土方理事

江崎評議員ありがとうございます。1点目のサイバーセキュリティ関連の状況につきましては、先ほど言及いただいたかと思っておりますけれども、電気事業者の間で、情報セキュリティ、サイバーセキュリティといったことに関して、情報共有を行う、あるいは分析を行うためのISAC（アイザック）という組織がございます、そちらと情報を、私共広域機関としても共有しながら進めてございます。電気事業者ばかりではなく、他の分野との情報共有等も必要に応じて行い、それらを含め評価・検討をして参りたいと考えているところでございます。

それから、オリパラ関連の周知のお話もいただきました。さらに情報共有等を進めてまいります。

ガバナンスの強化につきましても、ご指摘いただきました。最後のページにお示ししておりました外部有識者のご意見を反映して、いわゆる第三者委員会等を設ける等により、システムリプレース等につきましても進めて参るということも考えているところでございます。ご指摘、ご意見をいただきました点を肝に命じまして、進めて参りたいと考えてございますので、引き続きご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○江崎評議員

どうぞよろしくお願いいたします。

○野間口議長

はい。ありがとうございます。

それではどなたか。伊藤評議員どうぞ。

○伊藤評議員

伊藤です。今の関係に少しだけリンクしてしまうのですが、これは別にコメントを求めていることではなくて、システムのリプレースをしていく中で、多分、いろいろな事業がどんどん拡大されていって、コストも当然、人件費も含めて、今見るところ、これからもいろいろ政府からどんどん押し付けられると言ってしまったらいけないのですけれども、仕事量が増えていく中で、当然、人ではなくてもよいことがたくさん出てくると思うのです。RPAとか、新しい最新の一番高いシステムがベストかどうかは別として、ここで下手にケチらないように、要は長期的に見れば、一瞬、投資の額は大きく膨らんでいるように見えるのですけれども、長期的に見るとこれはすごくコストダウンになっていくことはたくさんありますので、そこは思い切って投資できるのであれば、こういうシステムに関しては投資していった方がよいと思っています。そこは誰と交渉するかというと、国なのか、広域機関全体でいろいろ議論するのか、第三者機関なのか分からないですけれども、あまりケチらないようにお願いしたいと思います。以上です。

○野間口議長

はい。ありがとうございます。

●土方理事

ご指摘ありがとうございます。ケチらないようにというお話がございましたけれども、私共、単年度の予算でやっておりますので、最後にお示ししたような広域機関システムにつきましては、次年度以降という話になって参りますけれども、その説明をしていくに際し、中期の事業方針というものを検討しているところでございまして、そうい

った中で丁寧にご説明して理解、主に国の理解を得ていくことかと思ひますし、会費を負担いただいております会員様のご理解を得ていくというところかと思ひます。広域機関システムにつきましては、石井部長、補足がございましたらお願いいたします。

●石井運用部長

運用部の石井です。発言の機会をいただきありがとうございます。先ほど伊藤評議員からシステムはやはり大事だから、人の話もあるし、我々からすると業務フローとか業務の品質維持のためにも大事なシステムですので、ケチらないようにと思ひています。とはいえ、土方理事からも話がありましたように、皆さんからいただいたお金を預かってやっているものですから、コスト意識を持って進めていきたいと思ひております。併せてリプレースの検討をすることとなるので、シンプルにできるかとかを考えつつ、江崎評議員からもありましたサイバーセキュリティのところも考慮して進めていきたいと思ひております。ありがとうございます。以上です。

○野間口議長

よろしくお願ひします。私も予算に関して一つ質問したいのですが、第5号議案の6ページのところを見ますと、見るまでもなく業務体制、業務の内容が大分広がるなど。それに対して人員規模がどれくらいになるのか。広域機関の従来の人材のアクティビティだけでは対応できないような業務が、けっこう資金の取扱とか出てくるのではないかと思ひのですが、外部からの人材調達とか、来年度へ向けての取り組み等を紹介していただけたらと思ひのですが。

●山瀬事務局長補佐

ありがとうございます。昨年のちょうど今頃、私より説明した記憶がございまして、新卒を今年は3人採れましたと報告した記憶がございまして。今年に関しましては、新卒採用を少し控えめにさせていただいております。ただ、まさにご指摘いただきましたFIT、FIP、新しく入ってくる資産運用、資金管理のところを考えますと、必要なのは途中で即戦力で働ける人材を固めていく必要があると思ひてございまして、2021年度に関しましてはそういう人材を中心に採用してきたところでございまして。2025年度の大手電力出向者の目標比率を50%と書かせていただいておりますが、大手電力からの出向者の人数を具体的に減らすつもりはございませぬ。ただ、他方でそれ以外の業務が非常に増えてございまして、その増えていく中で、他の人材でもできる業務を他の人材で行っていき、できればその部分をプロパー職員で行うことによって自立していくということをごまぜ考えてございまして。具体的に申し上げますと、再エネ・国際部に書かせていただいております、まさに入札ですとか、独立性、公平性、透明性等も求められる業務に関しましては、我々広域機関のプロパー職員は必ずやるように態勢を整えていきたいと思ひて

ございまして、2021年度はこの部分を非常に多く採用させていただいてございます。2022年度は外部人材、外部委託等も行いながら、整えていきたいと思っております。必要な人材が2022年度末でわかったところで、2023年度以降、採用計画を確定していきたいと思っております。

もう一点すみません。情報システム分野もございまして、全体の話になろうかと思っておりますので、岩男事務局長から答えていただければよろしいでしょうか。

●岩男事務局長

事務局長の岩男でございます。先ほど江崎評議員、伊藤評議員からご指摘頂きましたサイバーセキュリティなどシステム関係のところは、今後我々としてもしっかり強化していかなければならないと思っております。我々に限らず、各企業取り合いになるところではありますけれども、今現在進行形で、やはり情報システム、今総務部長のもとで色々対策をやっておりますけれども、もう少し総務部長から分掌して、リーダーシップをとって、そういったシステムですとかセキュリティといったところの対策ができる担当の管理職、責任者というものを採用したいと思っております。まさに動いているところでございますので、そのあたりも含めて、我々のまさに業務全般に関わることでございまして、しっかりやっていきたいと思っております。以上でございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。はい、寺島理事どうぞ。

●寺島理事

今しがた議長からお話がありました、それだけ仕事が増えていることに対して我々の人員体制、規模についてどうかという点です。我々のリソースの持っている能力については、今、事務局から説明がありましたように、それなりのものを用意しようと思っております。私からちょっと補足しますと、7年前に広域機関が発足した時には、職員は約100名でございました。今回、2022年度予算で見えておりますのは、その倍の200名でございます。ここ至近年で見ましても、昨年このタイミングでご説明した予算では、2020年度は164名、2021年度は181名、今回200名ですので、足元でもそれなりに人数を増やしているという事でございます。それについては、今、事務局から説明がありましたように、新しい業務には積極的に色々なリソースを確保していくのですが、既存の業務については、やはり効率化、スリム化を図りながら、肥大化しないようにしていくというのが、大きな組織設計で重要かと思っております。

人数規模としては、近年、十数名近く毎年増えておることをご理解いただくと同時に、既存の事業については効率化を図り、新しい事業についてはしっかり対応できるような体制を進めていることを補足させていただきます。



○野間口議長

はい、分かりました。良く分かりました。

他に委員の皆さんからご意見、ご質問はありませんでしょうか。大石委員、どうぞ。

○大石評議員

はい、ご説明ありがとうございます。先ほどの資料5の説明の中で、2ページに、「過剰な設備をせずに、しかし供給力は確保する」という一番難しい使命を負っているということが書かれておりました。広域機関として一番重要なことでありながら、しかし実際には大変難しい課題ということで、その方向で皆様ご努力いただいておりますこと、本当に感謝しております。国民と言いますか消費者としての広域機関への信頼感ということ考えた時に、今回、広域機関のなかで、いろいろな資金運用等が増えておりますので、内外のガバナンスの必要性については書いていただいておりますが、ここを重点的に押さえていただくことが大事だと思えました。これからずっと先まで、広域機関への国民の信頼にも繋がることだと思っておりますので、ぜひお願いしたいというのが一点です。

それから、あともう一点。私自身が太陽光パネルの廃棄積立の委員会に入っておりますので、先ほどから皆様のご意見を聞いておりました感じたことについてです。今後、再エネが主力化していく中で、この廃棄費用の積み立ては大変重要な役割を負っていると感じております。それで、きちんと積み立てていくということ、これも大変重要なことですが、実際に廃棄費用が必要になった時に、適切な時期に適切に迅速に使われること、そこがまた大変重要だと思っております。支払が遅れたり、いろいろなトラブルが起きたりしますと、太陽光発電について、ひいては再生可能エネルギーへの消費者の不信を招いてしまうことにもなりかねませんので、廃棄というのはまだ大分先になるとは思いますが、そのあたりも見据えていただければと思います。以上です。

○野間口議長

はい。大石委員のご指摘、例えば有害物質にいかに対応するとか、いろいろな課題があると思っておりますので、広域機関だけでは如何ともし難いところがあると思っておりますが、それに関わる資金をマネージしている立場上、広域機関として、心意気というか、心構えというか、計画等ございましたら。これはどなたがよいかな。土方理事か寺島理事か。

●土方理事

大石評議員ありがとうございます。応援のコメントも頂戴したかと認識してございますけれども、2点目の廃棄積立に関しまして、議長からもありましたが、適切に使われることも重要ではないかというご指摘、まさにおっしゃる通りと思ってございます。私

どもがこの制度を運用していく、資金を管理、運用していくという立場になりますので、先程来ご説明しておりますとおり、これから検討して参るところではございますが、この観点を念頭に置きながら、考えてまいりたいと思っております。

それから1点目にご指摘いただきました国民の信頼確保が重要であるというご指摘、これはもちろん私どもいつも肝に銘じているところでございます。この資料には、国民負担の低減の実現等と書いてございますが、これらが絵に描いた餅にならないようにしっかりと進めていきたいと考えております。

○野間口議長

はい、ありがとうございました。他の委員よろしいでしょうか。

それでは議決に移ります。

第5号議案「2022年度事業計画について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第5号議案は、原案どおりの議決とします。続きまして、第6号議案「2022年度予算について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第6号議案は、原案どおりの議決とします。

本日の議案と報告は以上となりますが、評議員会として、理事長に対して伝えるべき特段のご意見がありますでしょうか。

ご意見なしということですね。

それでは、閉会の前に、大山理事長から一言お願いします。

●大山理事長

理事長の大山でございます。本日も有意義な議論を頂きどうも有り難うございました。また、応援のお言葉もいただいたものというように考えております。

本日の議題ですけれども、新たな業務遂行に伴う定款等の変更と事業計画、予算に関するものでございました。いろいろ議論いただきましたけれども、広域機関の業務はま

すます拡大しているという状況です。しっかり対応していく所存ですけれども、今後とも皆様のご支援が必要と思いますので、よろしく願いいたします。本日はどうも有り難うございました。

○野間口議長

大山理事長、どうもありがとうございました。それでは以上を持ちまして第4回評議員を閉会致します。ご参加頂きありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 竹川 正記

評議員 山地 憲治